



平成26年度 第6回理事会

平成27年3月23日(月) 徳島県不動産会館

審議事項	決議事項
(1) 定款一部改正について	(1) 第4条の「取引主任者」を「取引士」に改正、第14条の定時総会の開催を「毎年度5月に1回」を「毎事業年度終了後3ヶ月以内」に改正、第33条（常務理事会の設置）、第34条（委員会）、第45条（事務局）を追加することが承認され、第3回定時総会に提案することが決議された。
(2) 倫理規程改正案について	(2) 宅建業法改正に伴い、宅地建物取引士としての責任の重さに鑑み倫理規定を一部改正する案が審議され、改正案が承認された。
(3) 経理規程改正案について	(3) 現行の経理規程が公益社団法人移行前のままであったため、公益社団法人に合った改正案が提案され、承認された。
(4) 会館の耐震診断について	(4) 会館の耐震診断の必要性について提案、審議の結果、必然性がありとのことで、早急に診断の見積もりを取り、次回理事会で検討することになった。
(5) 新年度事業の取り組みについて	(5) 昨年に続いて、空き家・空土地の有効活用のための無料相談会の実施を継続事業として、更に、安心安全な一人暮らしを支援する事業として、一人暮らしを始める高校生とその保護者等を対象とした「出前授業」の実施が提案され承認された。
(6) 褒章・叙勲・記念式典祝賀会への出席者について	(6) 褒章・叙勲・記念式典祝賀会への招待状が複数名に来ることがあるが、招待された人は全て協会負担で出席することの是非について提案され、種々の意見があったが、最終的に招待者は全員協会負担で出席できるということに決まった。
(7) 基本財産積立預金の預け入れ金融機関について	(7) 昨年の第2回定時総会において基本財産の預け入れ金融機関による金額の多寡についての質問があったことに関し、信用金庫の9千万円のうち7千万円を阿波銀行に移した旨の報告があり、もう少し平均的にすべきとの意見もあったが、今後、基本財産を動かす必要があるまでは、現行のままにしておくことに決定した。

審 議 事 項	決 議 事 項
(1) 会費未納者に対する聴聞結果と対応について	(1) 現在1社の平成26年度会費未納者について、定款第11条(1)会費の支払い義務を1年以上履行しなかったときに当たるとして、平成27年6月30日までに納付がなければ、7月1日をもって会員資格の喪失とすることに決定した。
(2) ハトマークグループビジョンWGの進捗状況と徳島版ビジョンの策定について	(2) ハトマークグループビジョンWGに出席している正副会長・事務局長に一任することに決定した。
(3) 空き家適正管理等に関する相談体制整備事業への応募について	(3) 国の補助金事業としての空き家適正管理等に関する相談体制整備事業への応募について提案通り承認された。
(4) 会館耐震診断の見積もりと今後の対応について	(4) 前回理事会で決定した見積もりを資料として提示したが、金額が高すぎるとの意見が多く、数社の相見積もりを取ることに決定した。
(5) 定時総会の出席記念品について	(5) 昨年に続き、記念品を出すことと記念品としては「防災グッズ」にしてはどうかとの提案があり、提案通り決定した。



頭の体操

読めますか、分かりますか
 答えはP.42

堅忍不拔 同床異夢